

A種 除害施設等管理責任者資格認定講習

下水道法令概論

テキスト P1～10



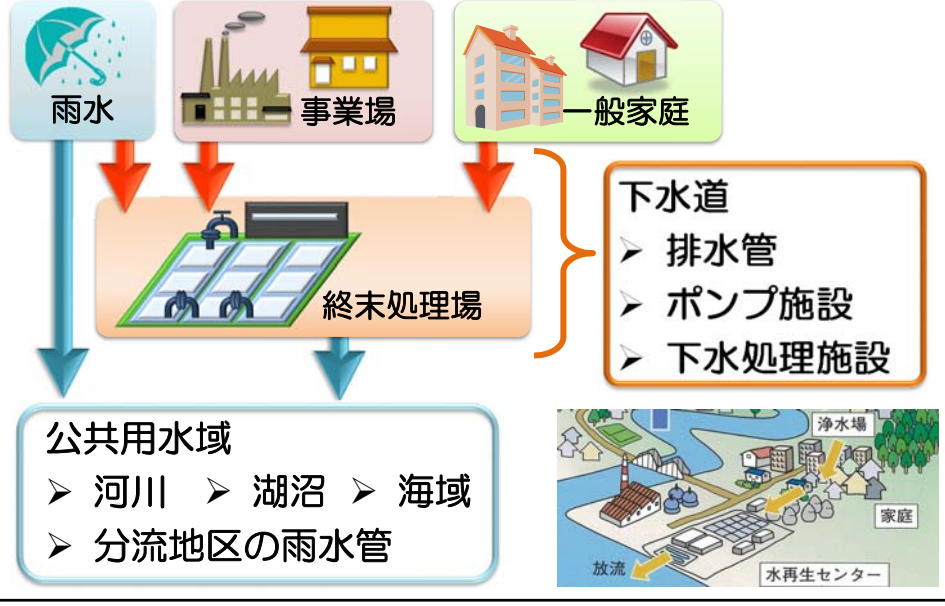
横浜市 環境創造局水・土壌環境課

P2 目次



- 1 はじめに
- 2 用語について
- 3 水質規制に関する法令等の概要
- 4 水質基準
- 5 事業場等の責務
- 6 その他

P3 1 はじめに



2 用語について

P4 2 用語について

(1) 特定施設

汚水又は廃液を排出する施設で、

- ・水質汚濁防止法施行令別表第1 (p.91 別表-1)
- ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2 (p.99 別表-2)

事業場	特定施設
めっき工場	脱脂槽、電気めっき施設
試験研究機関	流し台、湿式スクラバー

(2) 特定事業場

特定施設を設置する事業場 等

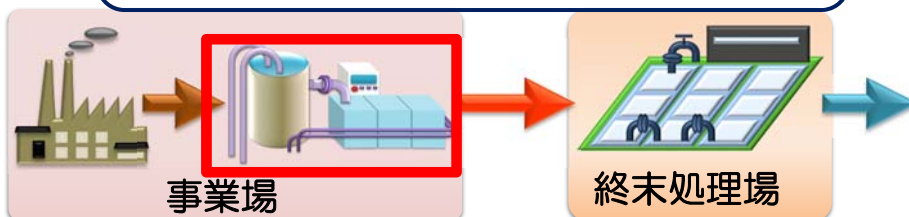
P4 2 用語について

(3) 除害施設

下水による障害を除去するために、公共下水道を使用するものが設置する汚水の水質浄化施設をいう。



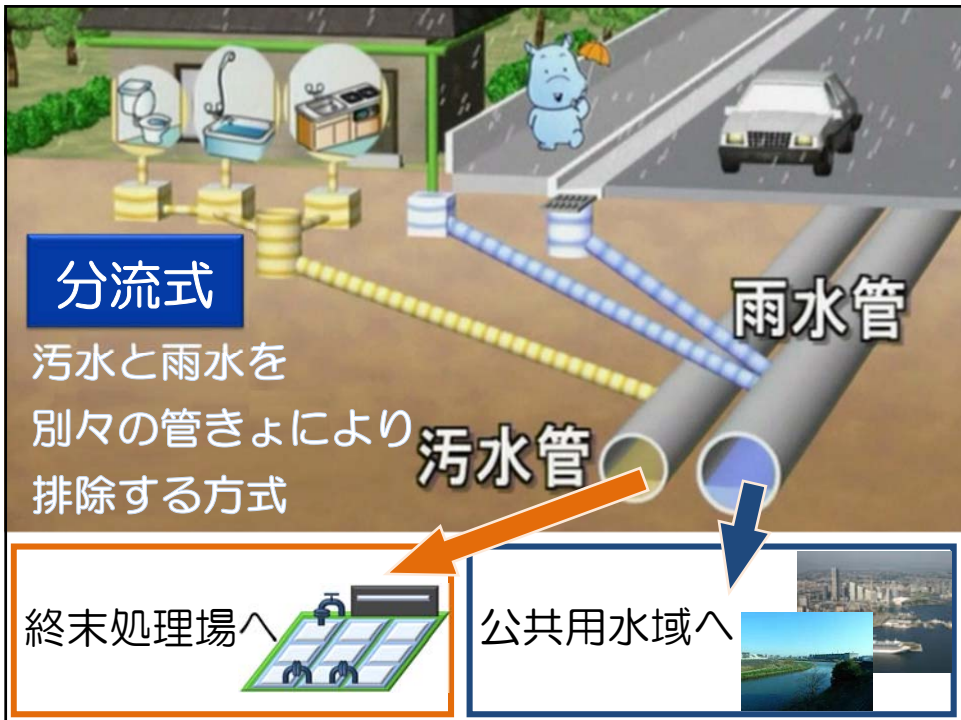
規制物質を使用する事業場において、基準を超えた排水を下水道に流さないようにするための処理施設



(4) 終末処理場

下水を最終的に処理して河川または海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設。

一般的には下水処理場、横浜市では水再生センターという。





3 水質規制に関する法令等の概要

(2) 水質汚濁防止法

特定事業場から**公共用水域**に排出される汚水
又は廃液等の規制及び地下浸透の規制を行う。

注意！ 下水道を使用している事業場でも規制を受ける
場合がある

(2) 水質汚濁防止法



(5) 下水道法

下水道の整備を図り、都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与すること、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とした法律。

下水道の管理の基準等を定めている。公共下水道管理者（横浜市では市長）が行う水質規制の基本となる法律。

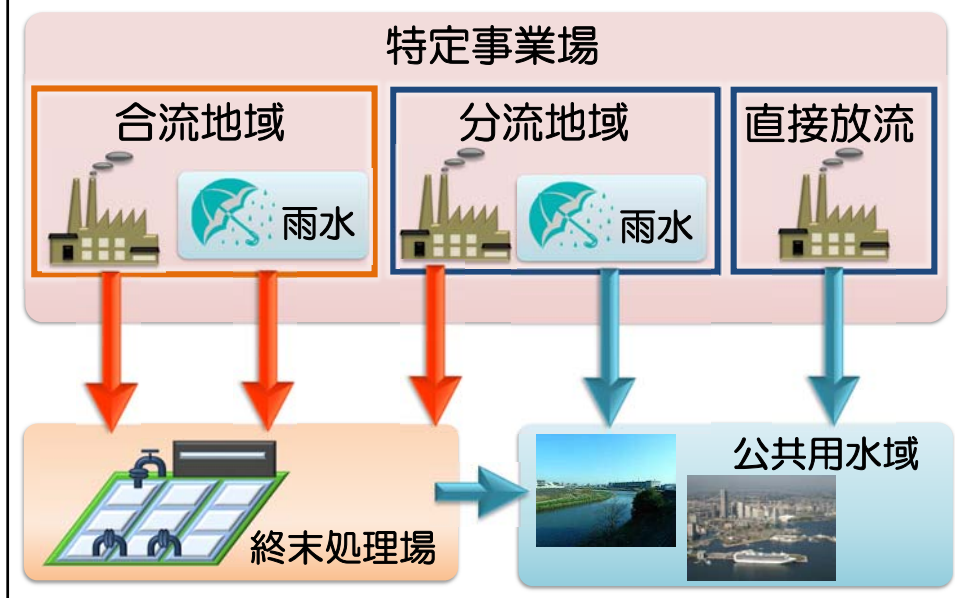
- 下水道法施行令：具体的な手続きや基準等を定める
- 下水道法施行規則：届出の様式などを定める

(7) 横浜市下水道条例（市条例）

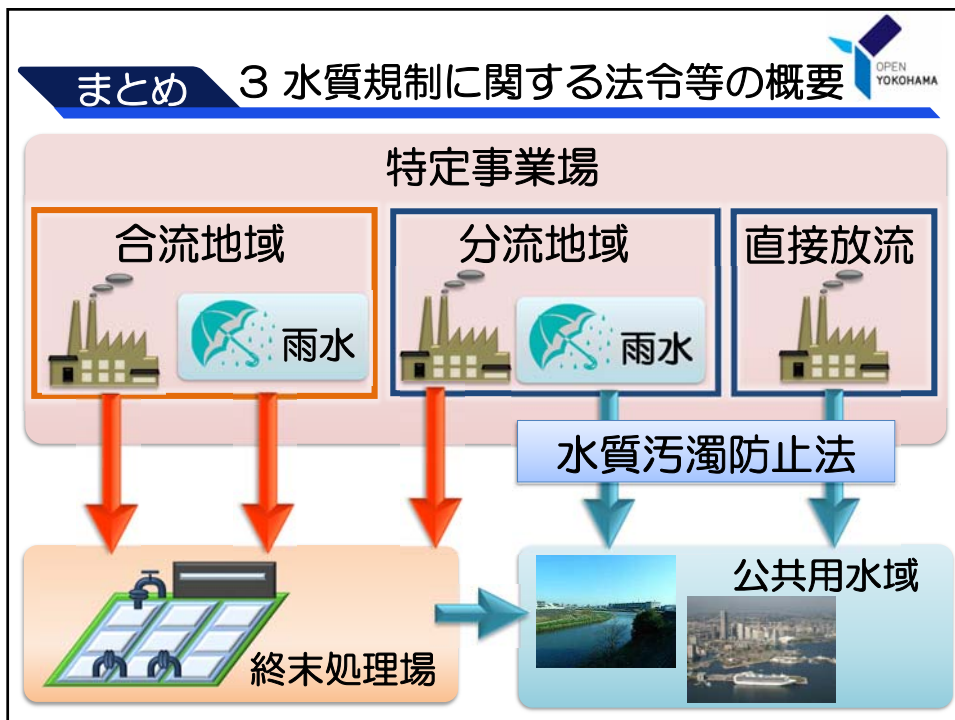
横浜市の公共下水道の管理に関して、**除害施設設置基準**などを定めている。

- 横浜市下水道条例施行規則（市規則）：
届出様式や水質測定回数、除害施設等管理責任者の業務などの事項について定めている。

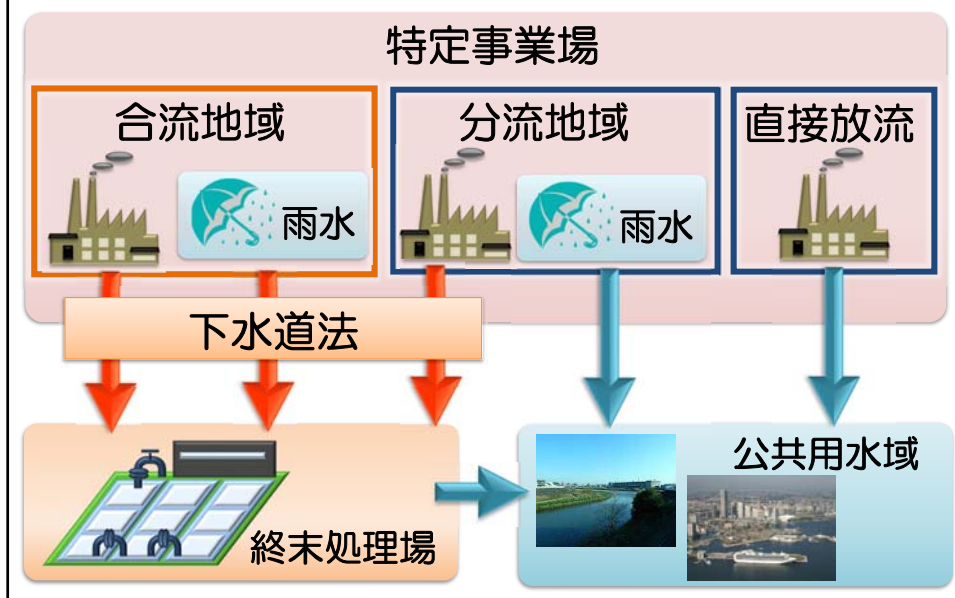
まとめ 3 水質規制に関する法令等の概要



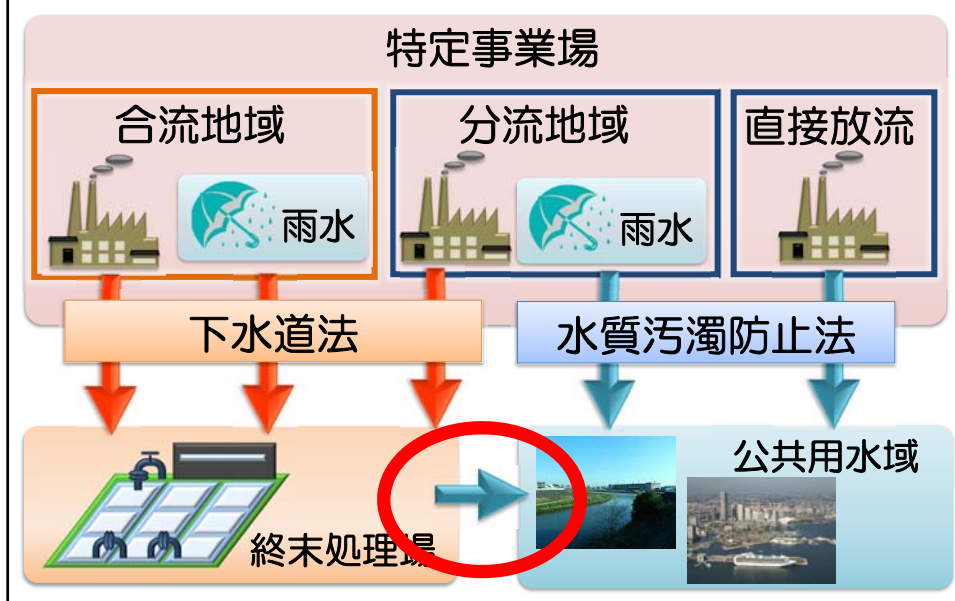
まとめ 3 水質規制に関する法令等の概要



まとめ 3 水質規制に関する法令等の概要



まとめ 3 水質規制に関する法令等の概要



4 水質基準

P 6

4 水質基準

(1) 水質基準の設定方法

→規制の目的から二つに分けられる



公共用水域

(1) 水質基準の設定方法

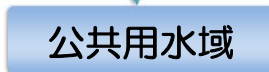
→規制の目的から二つに分けられる



事業場



終末処理場



公共用水域

公共下水道の機能及び構造を
保全するための基準

(1) 水質基準の設定方法

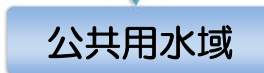
→規制の目的から二つに分けられる



事業場



終末処理場



公共用水域

公共下水道の機能及び構造を
保全するための基準

終末処理場からの放流水の
水質を水質汚濁防止法等の
基準に適合させるための基準

(2) 直罰基準（下水道法）

特定事業場が公共下水道に排水を排出する際に遵守しなければならない水質基準



直罰基準の例 別表-4 (p. 102抜粋)

項目	直罰基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満(*1)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L以下(*1)

(*1) 1日あたりの平均的な排水の量が50 m³/日以上の場合

(3) 除害施設設置基準（市条例）

全ての事業場等が公共下水道に排水を排出する際に遵守しなければならない水質基準（直罰基準が適用される項目を除く）



除害施設設置基準の例 別表-4 (p. 102抜粋)

項目	除害施設設置基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L以下

対象 項目	特定事業場 直罰基準	全ての事業場等 除害施設設置基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
水素イオン濃度 (pH)	5を超え9未満 (*1)	5を超え9未満
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L以下 (*1)	5mg/L以下

(*1) 1日あたりの平均的な排水の量が50 m³/日以上の場合



特定事業場であるか、排水量はどの程度か等の状況によって適用される基準が変わる

(4) 規制の変遷

科学的知見の集積にともない、規制対象物質の追加や基準の見直しがされている。(表-1)

平成24年	1,4-ジオキサンの規制追加
平成26年	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の暫定基準の廃止
	カドミウム及びその化合物の規制強化
平成27年	トリクロロエチレンの規制強化
平成29年	窒素含有量とりん含有量の経過措置の見直し

(4) 規制の変遷

単位：mg/L未満

	基準	本則基準適用
窒素	120	令和2年4月1日から
りん	16	平成30年4月1日から

対象事業場

- 水再生センターの処理水が東京湾へ流入する区域
- 1日あたりの排水量が50m³/日以上

5 事業場等の責務

(1) 届出の義務 (p.103 別表-5)

【特定事業場】

特定施設を設置又はその構造等（処理施設や使用薬品等を含む）を変更しようとする時は、**市長に届出をしなければならない**（事前審査制度）。

届出が受理されてから60日間は設置工事等をしてはならない（実施の制限）。

【特定事業場以外の全ての事業場等】

除害施設を設置又は届出事項の**内容を変更**する時は、**あらかじめ**届出をしなければならない。

(1) 届出の義務 (p.103 別表-5)

【下水道法と市条例の共通事項】

- 法人の名称、住所、代表者氏名や事業場の名称や住所に**変更**があった場合
- 特定施設や除害施設の届出者の**地位を承継**した場合
- 特定施設や除害施設の**使用を廃止**した場合
- 届出した内容の**工事が完了**した場合

- 除害施設等管理責任者を**選任・解任**した場合
- 除害施設等管理責任者の資格を有する者がいないため承認申請を行う場合

(2) 水質基準の遵守

特定事業場	<ul style="list-style-type: none"> • 直罰基準 • 除害施設設置基準
特定事業場以外の 全ての事業場等	除害施設設置基準

違反又はそのおそれがある場合、改善命令又は使用停止等の行政処分を行う場合があります。

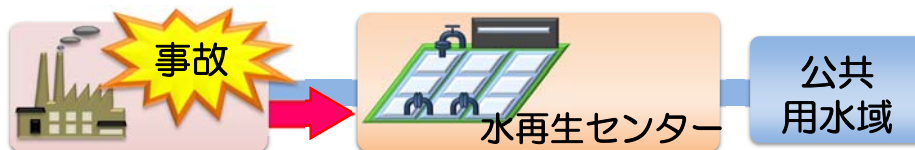
(3) 水質の測定義務

特定施設又は除害施設等の設置者は、
公共下水道に排除される下水の水質を測定し、
その結果を記録して5年間保存しておかなければ
ならない。

水質の測定回数は、項目や排水量によっ
て異なるため、事業場ごとに確認が必要

(4) 事故時の応急措置と届出

特定事業場において、有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときには、直ちに応急措置を講じて、速やかに市長に届け出なければならない。



誤った排水を公共下水道へ流してしまった場合は、速やかに、水・土壌環境課（下水道担当）又は排水先の水再生センターに連絡を！

(5) 除害施設等管理責任者の選任制度

除害施設等の設置者は、除害施設等やこれらに係る汚水を排出する施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設等管理責任者を選任しなければならない（市条例第9条）。

除害施設を持つすべての事業場が対象

【目的】

除害施設等の自主管理体制の整備・維持管理の徹底

(5) 除害施設等管理責任者の選任制度

【除害施設等管理責任者に必要な資格】

- ① 当該事業場に勤務していること
- ② 以下のいずれかの資格を持っていること
 - (ア) 公害防止管理者（水質第1種・第2種）
 - (イ) 横浜市の行う講習の修了者
 - (ウ) その他、市長が適当と認めた資格

※有資格者がいない時は、申請により、最長1年間に限り、除害施設等管理責任者とみなすことができる。

(5) 除害施設等管理責任者の選任制度

【除害施設等管理責任者の業務】

- ① 除害施設等の**操作及び維持**に関すること
- ② 除害施設等から排出する排出水の**水質の測定及び記録**に関すること
- ③ 除害施設等の**破損その他の事故が発生した場合の措置**に関すること
- ④ 除害施設等に係る汚水を排出する施設の**使用方法その他の管理**に関すること

(5) 除害施設等管理責任者の選任制度

【除害施設等管理責任者に関する届出等】

選任	7日以内に 選任届出書
解任	すみやかに 解任届出書
有資格者不在	承認申請書 により 1年間有効

3つの届出は、令和2年10月から
電子申請で行うことができます。



6 その他

(1) 報告の徴収（法第39条の2）

市長は、事業場等の状況、除害施設またはその排除する下水の水質に関して必要な報告を徴収することができます。

報告をせず、又は虚偽の報告をした者には罰則の適用があります。

(2) 損傷負担金

「公共下水道の施設を損傷等させた場合、その復歸に要した費用を事業者が負担する制度」



配管のつまり（油脂類）



管路のえぐれ（酸）

(3) 排水設備等の立入検査

横浜市の職員は、公共下水道の管理をする為に
特定施設や除害施設等などについて、

立入検査を行うことがあります（法第13条）。

ご協力をお願いします。

*拒否等した場合は、

処罰されることがあります（法第49条）



(3) 排水設備等の立入検査

- 採水
- 除害施設等の目視確認
- 排水の簡易検査
- 分析結果の確認
- 管理状況の確認 etc.

分析結果は、ファイルなどを用いて、
確認しやすいように保管してください。



(4) 改善命令等

特定事業場から排出される排水の水質が、基準に適合しないおそれがある場合、横浜市は、改善命令や特定施設の使用停止、下水の排出停止などを命じることができます（法第37条の2）。

お疲れ様でした

